

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長 小 椋 正 清

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)
地域名 (地域内農業集落名)	横溝 (横溝町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年7月24日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

現在、水稻を中心に、麦、大豆を作付けしており、集落内の認定農業者は1名。営農組合は転作を中心に大豆を作付けしている。今後10年ほどは現状維持できる見込みである。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を中心に麦、大豆を作付けし、現状維持をしていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	33.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	33.8 ha ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針 集落内で離農者が出た場合は、集落内の耕作者で引き受けていく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針 権利設定を行う際には中間管理機構を活用していく。
(3) 基盤整備事業への取組方針 水路、農道の維持管理を行っていく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 集落内外で新規就農の希望者があった場合、市、県、JAと連携し、定着に向けて支援を行っていく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 作業の効率化が図れるものについては作業委託を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--